

平成 2 3 年 第 2 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	土 田 アイ子
委員長職務代理者	吉 野 弘 保
委員	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史
	統括指導主事	荒 井 秀 樹

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後1時00分
土 田 委 員 長	ただ今から、平成23年第20回教育委員会定例会を開催します。 今日は5名の方から傍聴の申し出がございます。許可してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第1、署名委員を決定いたします。本日は松原委員と浅野委員にお願いします。 日程第2、議題に入ります。前回より継続の陳情第3号について議題いたします。事務局から説明がありましたらお願いいたします。
土屋 教育推進課長	陳情者より、10月20日に記書きの11番目の項目を取り下げる旨の申し出がありましたので、報告いたします。以上です。
委 員 長	11番は削除ということですね。それでは、各委員からご意見があればよろしくをお願いいたします。
吉 野 委 員	この項目の中で、水筒の持参や運営委員会の設置など、一部では学校としてやっていくという話になっているかと思うのです。全部ではなく、できていること、やっていくことに関しては、もっと進めてもらうという意味でも、一部を採択するような形でもいいと思うのですけども、いかがでしょうか。
松 原 委 員	前回も申し上げたのですが、水筒持参の件は、長期休業の後のカルキの問題とかもあって、結構現場では対応しているのですね。そのことを踏まえていただければなと思っております。 それから、陳情文の下の方に「区民参加を前提とし」とあります。こういった視点は確かに大切なことだと思うのですけれども、今年度、学校応援団が全校展開となりまして、学校評議員会も恐らく各校で最低年2回は開かれていますし、公開授業などで学校を回っていても評議員にお会いします。

早 川 委 員	校長先生からしてみると、そういう機会にさまざまな情報提供をして議論することは可能だと思うのです。新たに組織を立ち上げて検討していくというよりも、可能な限り今の組織の活用を検討していく必要があるのかなと思います。 放射能に対する父兄、区民の安全・安心をどう確保していくのか、江戸川区でできることをやってください、というのが陳情の趣旨だと思うのですが、放射能というのは江戸川区だけの話ではないので、独自で何かをやるということの困難さもありますし、何かをやるにも科学的根拠がはっきりしなければいけないと思います。 食材については、産地調査ではなく、食べたものをミキサーにかけて、それを実測するというやり方も新聞に掲載されておりましたが、詳しいことはわかりませんが、機械が1台2,000万円と出ていました。お金のことはまた違う問題かもしれませんが、大体そのくらい掛かるということと、それから測定の精度の問題もあります。測定を外注すれば、それなりの精度が補償されるかもしれませんが、結果が出るまでに時間が掛かるし、江戸川区では106校の小中学生が毎日給食を食べているわけで、徹底的にやるとすれば、全て調べない限り安全といえる根拠にはなりません。 お金と労力に糸目をつけなければ方法はあるけれども、現実的に予算を使い、効率的に、科学的に安全と証明できるものかということになると、難しい気はします。 ただ、いずれにしても、教育委員会としてやれることは当然続けていかなければならないと思います。非常に手探りの状態でありますけれども、基本的には国の基準というのを守らざるを得ない。それと、提案にある住民、父兄が参加しての検討会のようなものは、可能かなという気はします。
浅 野 教 育 長	最初の吉野委員のお話に関して、私は、陳情というものは基本的に内容をトータルでどう評価するかというものだと思っております。全体の趣旨に対しては、これを採択するか不採択とするか、あるいは内容的に意味がよくわかりませんとすることもあるかもしれませんが、個別のことについては、この中には確かに我々が既に取り組んでいるものも含まれていますが、それはそれとして、区として必要なことは進めているわけです。 そういうことが部分的にあることと、この陳情全体の評価をどうするかということとは、別なのかなと思います。あくまで趣旨を踏まえて、陳情者がどういう訴えをしているかということについて全体的に、皆さんの意見でど

早 川 委 員	うだというふうにしたいと私は思っています。 それから、個別の中身について早川委員もおっしゃいましたが、自治体としてどこまでやれるかという限界もあるでしょうし、費用のこともありますけれども、私たちがそういうことを調べきれるかということと、調べた結果に対してどういう責任が持てるかということについて、これは非常に難しいなという気がします。 また、区民の方が開かれた場で話ができればということも書いてあるのですが、こういうものを、本来そういう場所で議論すべきかどうかについて、私は少し違うのではないかと思います。私どもとしては、国や都、権威ある方がきちんと議論を踏まえた上で、これについては、こういう根拠であるからこうしていこうという判断を下していると思っていますし、それが不十分であれば、それは埋めていってもらおうとして、それをいろいろな現場の方たちが、そこで持ち寄った議論をしていくことについては疑問があります。そうして決めていくものではなく、専門的な方々が、きちんと結論を出していくべきではないかなと思っています。 それから、具体的な測定を現場でするかということについては、先ほどのお金の問題だけではなくて、どうやっても、どこの自治体でやっても、抽出したごく一部について、食べた後しばらくしてから結果を出すのが限界だと思うのですが、他の自治体でその程度しかできないものを、学校数が多い江戸川区でやるというのは相当難しいです。しかも江戸川区は各校ごとに全部献立が違っております。そういう中では、ごく一部のものを測定して、結果が後からわかってこうでしたとしなくても、国の検査体制の中で評価を得ているという結果を踏まえれば、十分なのではないかなと思います。 それが現場で使われる方、消費者に不安が残るということはあるかもしれませんが、私どもが現場で幾ら努力しても、測定できない食材がたくさんがあり、食べた後でしか結果もわからないとすれば、その不安は解消されないのではないかいということと、お金のこととあわせて、現実的ではないのではないかなと思っています。 もう一つ。給食というのは、ある意味では半強制的に、教育の一環として提供しているわけですが、実際に子どもたちは3食のうちの1回しか給食を食べないわけですね。あるいは夏休み中は給食を食べませんし、そう考えると、絶対に子どもたちに安全なものしか食べさせないようにするというのを、教育委員会だけではできないわけです。そういう中での限度のある部分の責任だということです。
---------	---

	ただ、食べたものを後から検査しても、予防にならないから役には立たないということはないと思います。これを定期的にやると、子どもたちにこの何年間にわたってそれが投与されたということは言えると思います。逆にそれが全く問題ありませんよ。検出レベルに達しませんよということになれば、ご父兄の方が安心なさるということですね。 それから、広く会議を起こして議論することについては、学問的でないところで「危ない」という話になって結論が出ず、かえって不安だということになるのではないという気はします。 いずれにしても、この陳情書の趣旨はわかります。ただ、個別的な問題についてどうするかというのを、一つ一つ、ある程度の結論を出すということも考えなければならないだろうということで、次回ぐらいまでに回答を作成して、方向性を打ち出したらどうかなと思うのですが。 趣旨には賛成です。ただ、教育委員会としての限界があるということも理解していただかないといけない。そういう中で努力しますという回答としたらどうかなと思います。
委 員 長	今、江戸川区全体としても子どもの給食や、それぞれの分野で、子どもたちの健康をどう支援するかという努力を続けています。健康部や環境部で汚染されている土壌の問題などに真剣に取り組んでいる状況がホームページなどで公表されております。そういう中でここまで不安があるというのは、国の対応や東京電力などの情報公開にも問題があると思います。正しい情報が国民に全然伝わって来ていません。汚染に関して、東京都も教育長や生活文化局長が、文科省にかなり厳しい内容で申し入れというか、要望をしたということも聞きましたが、それについては明快な答弁というより、要望は受けとめます、鋭意努力をしますという答えで今の段階は終わっているということも感じました。自治体の方が第一線として、安全に向けて最大限の努力をしているというのが現実ではないかと思います。 そういう中で、早川委員からのご提案ですが、子どもたちの次世代を守っていくという陳情者の思いをしっかりと私たちも受けとめて、さらに記書きの部分をそれぞれ一つずつ検証していったらどうかと思います。執行部と力を合わせて検証し、結論を導き出していきたいと思うのですがいかがでしょうか。
早 川 委 員	考え方として、採択と不採択、それから趣旨採択もあると思うのですが、私は趣旨には賛成はするけれども、全てを採択というわけにはいかない部分

教 育 長	があると考えています。技術的に難しかったり、科学的に疑問もあったりですね。こういう場合はある程度の回答書を作って、それでご理解をいただいてはどうでしょうか。長く続くことですし、議論が出尽くしたとは言いませんけれども、いつまでも継続するのではなく、今の時点で一定程度の結論を出してはどうかと思います。次回の委員会で文書を確認するということがでょうか。 今日は、各委員さんの意見を開陳いただいているということになるのかと思うのですが、私は、今の段階で次回に結論を出すということは考えにくいと思っております。ここにはいろいろな問題が含まれていて、継続してきた一つの背景には、なかなか国としても考え方が出しづらいものや、時間をかけて一定程度考え方が整理されてくるものがあるので、そういう動きをある程度見届けながらという部分もあったと思うのです。 ですから、必ずしも次回結論を出すということで区切らなくてもいいという考え方もあると、その時にならないとわからないかなと思います。 それから趣旨についても、これは、その場で結論を出すときに、それぞれ委員さんから開陳されることなので、趣旨採択だかそういうことも、その場で考えていくことだと思っております。 趣旨のとらえ方も、陳情が子どもの安心のためにということで出されていることは、そのとおりだと思いますけれども、この陳情を全体としてどう評価するかということに絡めた話だと思います。子どもの安心・安全な給食のためにという前提で、いろいろなことを言われる方がいろいろな立場でいらっしゃるから、なかなか整理されないわけですので、そういうことも踏まえて結論を出すべきだというのが、今日の時点での私の意見開陳ということでございます。
早 川 委 員	いずれにしてもある時期には結論を出すわけですが、それが来年になるのかというと、それは誠実ある対応とは言えないと私は思います。応えられないことは応えられないということでもいいと思うのです。教育委員会というのは、この件についてそれほどの権限を持っているとは思っておりません。 何回も言いますが、放射能の問題というのは子どもだけの問題ではないですよ。子どもに限っても、教育委員会管轄の子どもだけではありません。保育園もありますし、老人ホームなど、集団給食を出しているところは江戸川区にたくさんあるわけです。その中である程度同じ歩調でいくのが普通だと思います。ですから、教育委員会だけで物事を決めていこうという考え方

	には私はならないし、回答書の中に教育委員会だけでは決められませんという言い方があってもいいと思います。 切実な思いで陳情書を出しているのしょうから、ある時点では決めた方がいい。それが2週間後というのが早いのかはわかりませんが、区の教育についての最高決定機関として、教育委員会の考え方はきちんと文書で示したほうがいい。表現をしっかりと作っていくとなると時間もかかるのかなとは思いますが。 ただし、あくまでもこれは国全体の問題であるという認識は持っていただきたいと思います。
委 員 長	各委員からご意見を出していただきました。本日は継続ということでよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、陳情第3号は継続といたします。 続いて第58号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第58号議案は、江戸川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。 新旧対照表をご覧ください。子ども手当の関連法案の改正に伴う規則改正となります。教職員に対する子ども手当の支給事務は、都条例で区市町村の教育委員会が行うことになっており、さらにこの規則で教育長に委任されております。 この条文の中に、根拠法律の名称が引用されておりまして、これが平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法という名称に変わりましたので、改正が必要となるものでございます。 区が事務を行う根拠となる都条例も同様に法律名を引用しておりまして、10月19日付で改正されておりますので、本規則の改正も同日付で適用したいと考えております。以上でございます。
委 員 長	ただいまのご説明に対してご意見、ご質問はございますか。これは法律改正に伴うものですね。それでは第58号議案は、原案のとおり決定ということでよろしいでしょうか。

	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは第５８号議案は原案のとおり決定いたします。 次に日程第３、教育関係事務報告。報告第４７号について、事務局からご説明をお願いします。
教育推進課長	報告第４７号は、平成２４年度の学校給食調理業務民間委託導入校についてでございます。 ご案内のとおり、学校給食調理業務の民間委託は平成１４年度より導入し、これまで調理の退職者、さらに用務への職務変更者の欠員分を委託するという形で進めてきたところです。 平成２４年度につきましては、表にある５校を考えております。学校名は１１月の校長会以降にオープンにしますので、ご理解いただきたいと思います。なお、この５校を加えますと、小・中１０６校中８２校が民間委託となり区職員が調理をおこなう学校は残り２４校ということになります。 具体的な委託業者の選定、契約、業務遂行にかかる管理等は、学務課の所管で行わせていただきます。以上でございます。
委 員 長	何か質問などはございますか。
吉 野 委 員	この５校の請負業者ですが、既に他の学校を持っているか、あるいは初めての参入かわかりますか。
住田学務課長	これから委託業者を選定しますので、それによってということになります。
早 川 委 員	これから業者の選定をするということですが、選定に当たっては放射能の問題への対応、これは今までとは違った状況ですから、何もしていない業者はいないと思いますが、実際に調理をするわけですからそこは考慮に入れてほしいと思います。
委 員 長	今のご提案への対応は可能ですよね。
学 務 課 長	今もそうなのですが、給食食材は３層シンクを使って、十分に水洗いすることによって、表についた放射性物質を流すような処理をしています。 また、食材については、学校長が決めた食材の業者から納入しております。

	て、出荷制限地域の食材であるとか、そういった情報を確認しながら調理の委託業者も納入の作業をしておりますので、そのあたりは、新しく導入する学校でもしっかりやっていきたいと思っています。
早 川 委 員	これまでの食中毒対策はもちろんだけど、こういう時勢ですから、業者の選定に当たっては、そこは考慮すべきだろうと思います。
委 員 長	今のご提案も踏まえて、業者選定を進めていただきたいと思います。それでは、報告第４７号については了承するということといたします。 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。ご苦労様でした。 閉会時刻 午後１時３８分